

素形材産業取引ガイドライン改訂案のポイント

※枠内は振興基準の改定内容

○発注の安定化、リードタイムの確保等（振興基準2ページ、第23(4)）

(4) 親事業者は、発注予定数量を下請事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって、下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

⇒ガイドライン9. 発注時の数量と納品数量の食い違い（p53）に以下の内容を追記。

○発注者は、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合、その費用負担の軽減に配慮しつつ、受注者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずること。

○対価の決定の方法の改善（振興基準6ページ、第41(2)）

(2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

⇒ガイドライン4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、運送費、労務費等のコスト増の転嫁（p28）に以下の内容を追記。

○発注者及び受注者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。発注者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について受注者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。

○対価の決定の方法の改善（振興基準6ページ、第41(3)）

(3) 親事業者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、下請事業者との間の取引対価を決定するものとする。その際、できる限り、自社における賃金の引上げ率に見劣りしない水準の賃金の引上げが下請事業者においても実現できるような取引対価の決定に努めるものとする。

⇒ガイドライン4. 原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、運送費、労務費等のコスト増の転嫁（p28）に以下の内容を追記。

○発注者は、業種、地域等に応じた一般的な賃金の引上げ水準を十分に考慮しつつ、受注者との間の取引対価を決定するものとする。その際、できる限り、自社における賃金の引上げ率に見劣りしない水準の賃金の引上げが受注者においても実現できるような取引対価の決定に努める。

○納品の検査の方法の改善（振興基準7ページ、第4 2 (3)）

(3) 親事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は書面等により委任して下請事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、親事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要な人員の手当、金銭の支払い等について、親事業者がすべてを負担せず下請事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。親事業者は、下請事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、親事業者、下請事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、親事業者及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

⇒ガイドライン7. 不利な契約条件の押し付け（p 4 5）に以下の内容を追記。

○発注者は、引取り、やり直し又は損害賠償に必要な人員の手当、金銭の支払い等について、発注者がすべてを負担せず受注者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。発注者は、受注者にも当該負担を求めることとなる場合には、発注者、受注者それぞれが納品により得た取引対価を勘案しつつ、受注者と十分に協議を行い、発注者及び受注者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に受注者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

○下請代金の支払方法の改善（振興基準8ページ、第4 4 (4)）

(4) 親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。

① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、60 日以内とするよう努めるものとする。

② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。

⇒ガイドライン11. 検収遅延・手形交付等（p 5 9）に以下の下線部内容を追記。

○手形取引にあたっては、委託事業者・受託事業者の資金調達コストや手形管理コストを勘定し、手形サイトを60 日以内とすることで納品から現金化までの期間の短縮化を図るとともに、サプライチェーン全体でのコスト低減のため、手形の利用から現金払等へ移行することが望ましい。特に約束手形はできる限り利用せず、現金による支払いに切り替える。

○パートナーシップ構築宣言（振興基準21ページ、第8 8 (1)）

- (1) 親事業者は、下請企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。
- (2) パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、下請事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

⇒ガイドライン第4章本ガイドラインの今後の展開（p 81）に以下の内容を追記。

- ・下請企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努める。また、パートナーシップ構築宣言を行った発注者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。パートナーシップ構築宣言を行った発注者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、受注者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努める。

○その他、ガイドラインの策定総数、委員名簿更新等の軽微な修正を実施、

以上